

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月20日
【会社名】	株式会社交換できるくん
【英訳名】	Koukandekirukun, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗原 将
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03-6427-5381
【事務連絡者氏名】	取締役副社長コーポレート本部長 佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03-6427-5381
【事務連絡者氏名】	取締役副社長コーポレート本部長 佐藤 浩二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 313,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2024年12月20日開催の取締役会決議によるものです。
2. 当社と割当予定先である伊藤忠エネクスホームライフ株式会社(以下「割当予定先」又は「伊藤忠エネクスホームライフ」といいます。)は、2024年12月20日付で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を定める契約(以下「本資本業務提携に関する合意書」といいます。)を締結いたします。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	100,000株	313,500,000	156,750,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	100,000株	313,500,000	156,750,000

- (注) 1. 第三者割当の方式によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は156,750,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,135	1,567.5	100株	2025年1月17日	-	2025年1月17日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、総数引受契約の締結後、払込期日に下記振込場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社交換できるくん コーポレート本部	東京都渋谷区東一丁目26番20号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
313,500,000	1,500,000	312,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、登記費用、弁護士費用等であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
Replaform開発関連	212	2025年4月～2028年3月
職人育成関連	50	2025年4月～2026年9月
商品調達関連	50	2025年1月～2026年3月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、銀行口座その他安全性の高い方法にて管理いたします。

伊藤忠エネクスホームライフと住宅設備機器をECで販売・施工できるクラウドサービスプラットフォーム「Replaform（リブラフォーム）」の共同開発について、2024年11月に合意しておりますが、基本的機能部分がスコープとなっております。2025年4月以降、更に機能の強化充実のため開発を継続する予定で、そのフェーズが今回の資本業務提携の大きな目的となります。また、同時に、両社の事業成長に寄与が見込める商品調達や、社会課題となりつつある職人育成に関しても共同で取り組むことで合意しております。

Replaform開発関連

2025年春に基本機能を実装した形でReplaformのサービスを開始する予定にしておりますが、更に消費者が使いやすい機能の強化やクライアント企業が運用しやすい機能を実装することでクラウドサービス事業成長の加速を見込んでおります。また、伊藤忠エネクスホームライフからは、独自ニーズの実装や機能強化のスピードアップなど柔軟に対応することを期待されており、継続開発の部分においても資本参加という形で協力体制を維持することで合意しております。上記実現のため、委託会社に対するシステム開発費やAI導入検証費、UI/UXデザイン費等に充当する予定です。

職人育成関連

社会課題でもあり住宅設備関連事業を展開する上で不可欠な職人確保の点においても両社で協力体制を構築する予定です。当社で設立した交換技能アカデミーをより成熟させるため、ガス機器の施工教育の環境を充実させていく予定です。その講師に伊藤忠エネクスホームライフのエンジニアを登用したり、同社のエンジニアに水回りや電機系住設の施工技術を教育するなど双方に施工体制拡充のシナジーを見込んでおります。上記実現のため、研修施設拡充工事費、講師育成費用、受講生募集費用等に充当する予定です。

商品調達関連

ガス系住設機器の仕入れ量の多い伊藤忠エネクスホームライフと住宅設備全般の仕入れ量の多い当社の商品調達力を活かし、販売の競争力強化を進めます。商品流通におけるDX化の検討も協議し、メーカーや物流業者も含めた業務効率化を目指す取り組みにも着手する予定です。PB商品開発費用、物流倉庫新設費用、システム開発検証費用等に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	伊藤忠エネクスホームライフ株式会社
本店所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 若松 京介
資本金	450百万円
事業内容	LPガス、石油製品および周辺機器、電力、新エネルギーに関する商品販売やサービス提供
主たる出資者及びその出資比率	伊藤忠エネクス株式会社 100%

b . 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		2024年11月8日に公表しております不動産・生活関連企業向けに住宅設備のECプラットフォーム「Replaform（リプラフォーム）」の共同開発に関する業務提携に基づき開発委託等の取引関係があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日(2024年12月20日)現在におけるものであります。

c . 割当予定先の選定理由

1 . 本資本業務提携の目的・理由

株式会社野村総合研究所によりますと、新設住宅着工戸数は、2023年度の80万戸から、2030年度には77万戸、2040年度には58万戸と減少していく見込みです。1人口の減少や工事原価の上昇など複数の要因が挙げられ、住宅業界全体に厳しい状況が続くことが予測されています。

1 参考：野村総合研究所ニュースリリース（2024年6月13日付）より

一方で、経年劣化による修繕需要や、住空間を改善するリフォーム需要は今後も堅調に推移すると予想されます。(1)そのため、多くの住まい関連企業は既存顧客との関係性維持の一環としてリフォーム事業への参入を検討していますが、採算の不透明さから積極的な投資に慎重な姿勢を取らざるを得ないといったお声を当社に多くいただきます。

このような背景を受け、当社と伊藤忠エネクスホームライフは、不動産や住まい関連企業が少ない投資でリフォーム市場に参入できる手段として、ECプラットフォームを活用した「Replaform（リプラフォーム）」を開発する運びとなりました。同プラットフォームでは、サブスクリプション形式でECシステムを提供し、住宅設備機器の販売からスムーズな設置施工までをワンストップで実現することで、企業の負担軽減を図ります。

両社は2025年春のサービス開始後、企業のニーズに合わせたカスタマイズや、新たな機能の追加も検討し、住宅リフォーム市場の拡大を支援していきます。

資本提携後は両社間における人材交流、住宅設備機器の共同商品調達、「Replaform」の機能向上、住宅設備機器保証ビジネスの展開、施工分野での協業など様々な分野での取り組みを推進していく方針です。本取り組みを通じ、両社は更なる企業価値の向上を目指してまいります。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により伊藤忠エネクスホームライフに当社普通株式100,000株を割り当てます。これにより、本第三者割当増資後の伊藤忠エネクスホームライフの当社に対する議決権所有割合は4.21%となる予定です。

(2) 業務提携の内容

伊藤忠エネクスホームライフ（協議開始時は伊藤忠エネクス株式会社）とは1年ほど前から、LPガス事業の成長性の課題などを背景に、新規事業開発への協力依頼を打診されておりました。当社の住宅設備EC販売のノウハウを活かした枠組みを期待したもので、当社としても相乗効果が見込めると判断し、具体的協議を開始しております。

実務レベルの協議を継続したのち、2024年7月に住宅設備EC販売用のプラットフォーム開発や住宅設備販売に関する業務全般の双方の課題を解決する取り組みを共同で進めることに合意し、今回の出資目的であるReplaform開発、職人育成、商品調達を具体的アイテムとしました。2025年4月から実務に落とすことを目標としており、2024年10月から各アイテムについてのアクションプランや資金計画を協議し、全体が固まったため資本業務提携の合意に至りました。尚、Replaformの開発については、先行して開発ベンダーを確保しプロジェクトを開始する事業があり、別スキームで共同開発をスタートしております。

「Replaform（リプラフォーム）」は、住宅設備機器をECで簡単に販売・施工できるクラウドサービスプラットフォームで、両社出資の上、共同開発し、来春のサービス提供開始を目指します。両社にとって、「Replaform」は、サブスクリプション形式でECシステムを提供し、住宅設備機器の販売からスムーズな設置施工までをワンストップで実現する新しいビジネスモデルです。不動産関連企業や住まい関連企業が少ない投資でリフォーム市場に参入できる手段として、今後の需要拡大を見込んでいます。なお、本資本業務提携においては、当社は次世代型住宅設備プラットフォーム事業に関して伊藤忠エネクスホームライフとのみ協議ができる契約となっております。

サービスの強み

ECサイトのスピーディーな立ち上げ

利用企業が自社ブランドのECサイトを迅速に構築可能となります。

AIを活用した商品情報の自動反映（予定）

メーカーサイトから最新の商品情報を自動取得し、在庫や価格情報もリアルタイムで更新されます。

また、その他に、業界全体の課題でもある住宅設備職人の育成、施工体制の増強において、新たな人材の獲得、教育の他、従来から雇用している職人のスキル転換をはかることを目的に、当社の交換技能アカデミーを共同で進化拡充を目指します。

さらに商品調達においても、両社のボリュームを活かして、さらに競争力を高めるとともに、メーカーや物流業者も含めたDX化による商品流通業務の効率化に向けた取り組みも協議していく予定です。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 100,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により取得する当社普通株式を現時点では中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である伊藤忠エネクスホームライフから、本第三者割当に係る払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、伊藤忠エネクスホームライフの完全親会社である伊藤忠エネクス株式会社が2024年6月19日に関東財務局長あてに提出した有価証券報告書(自2023年4月1日至2024年3月31日)に記載の連結財政状態計算書を閲覧し、同社グループが本第三者割当の払込に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社として本第三者割当に係る払込に要する資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である伊藤忠エネクスホームライフは、東京証券取引所プライム市場に上場している伊藤忠エネクス株式会社の完全子会社であり、伊藤忠エネクス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日、2024年10月31日)の「内部統制システム等に関する事項」「2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、グループ全体における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。

さらに当社は、伊藤忠エネクスホームライフの担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の払込金額は、割当予定先である伊藤忠エネクスホームライフとの協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(2024年12月19日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,135円といたしました。

当該払込金額の算定方法そして取締役会決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該払込金額は取締役会決議日の直前営業日までの直近1か月間の終値平均値2,960円(円未満を四捨五入。以下、終値平均値の算出について同じ)に対して5.92%のプレミアム率、取締役会決議日の直前営業日までの直近3か月間の終値平均2,730円に対して14.82%のプレミアム率、取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間の終値平均値2,591円に対して20.98%のプレミアム率となっております。

また、本株式の払込金額の決定にあたっては、当社監査等委員会より、上記記載と同様の理由により当該払込金額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠したものであり、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は100,000株であり、当社普通株式の発行済株式総数(自己株式を除く)2,274,400株(2024年9月30日現在)の4.40%(議決権総数22,716個に対する割合4.40%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達した資金を上記の資金用途に充当することにより、今後の当社の企業価値向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。以上により、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、係る目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社CRESCUNT	東京都港区港南二丁目5番3号 オリックス品川ビル4F	1,000,000	43.97	1,000,000	42.12
栗原 将	東京都世田谷区	385,000	16.93	385,000	16.21
栗原 剛	神奈川県横浜市都筑区	135,000	5.94	135,000	5.69
伊藤忠エネクスホームラ イフ株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番 5号	-	-	100,000	4.21
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	66,200	2.91	66,200	2.79
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人：株式会社 三菱UFJ銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内1 丁目4番5号 決済事業部)	31,111	1.37	31,111	1.31
棚本 泰輝	岡山県岡山市南区	22,000	0.97	22,000	0.93
榊原 暢宏	愛知県名古屋市中区	20,000	0.88	20,000	0.84
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	17,900	0.79	17,900	0.75
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	16,300	0.72	16,300	0.69
計	-	1,693,511	74.46	1,793,511	75.54

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数22,740個に、本第三者割当により増加する議決権数1,000個を加えた数を分母として算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第26期)及び半期報告書(第27期中間期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年12月20日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年12月20日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第26期)の提出日(2024年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年12月20日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年6月28日提出)

1 提出理由

当社は、2024年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、今後の事業展開及び事業拡大に備えるため、事業目的を追加するものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

栗原将、佐藤浩二、吉田正弘及び吉野登の4名を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

鈴木謙吾、野田優子及び服部道子の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額200,000千円以内(うち社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	2,702	24	-	(注)1	可決 99.12
第2号議案					
栗原 将	2,669	57	-	(注)2	可決 97.91
佐藤 浩二	2,665	61	-		可決 97.76
吉田 正弘	2,665	61	-		可決 97.76
吉野 登	2,661	65	-		可決 97.62
第3号議案					
鈴木 謙吾	2,677	49	-	(注)2	可決 98.20
野田 優子	2,674	52	-		可決 98.09
服部 道子	2,578	148	-		可決 94.57
第4号議案	2,659	67	-	(注)2	可決 97.54
第5号議案	2,674	52	-	(注)2	可決 98.09

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第26期) 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度(第27期中) 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月25日

株式会社交換できるくん

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 聡指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 朋

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社交換できるくんの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BtoC領域に対する住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、住宅設備機器のeコマース事業を提供する単一の事業セグメントであり、その主要な売上は、BtoC領域に対する住宅設備機器と交換工事をセットで販売する住宅設備機器の交換工事サービスである。</p> <p>当該住宅設備機器の交換工事サービスは、インターネット完結型のビジネスモデルであり、web媒体を通じて、見積りの依頼から受注・工事日程の調整に至るまですべての工程を原則ネットのやり取りで完結させる。このため、事業の特質上、下記の特徴を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注管理、出荷管理、工事管理、請求管理等、売上に関連する情報は基幹システムにおいて一元管理されており、売上プロセスは基幹システムに大きく依存している。 ・住宅設備機器の交換工事サービスは、住宅設備機器を顧客に納品し設置工事の完了後に、検収した時点で、収益を認識しているが、適時に検収が把握されない場合には、未検収であるにもかかわらず収益が計上される可能性がある。 <p>当該住宅設備の交換工事サービスに係る売上高は、会社の主要な売上であり、収益認識の適切性の検討は重要であることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注から売上計上に至る売上計上プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・当監査法人と同一のネットワークに属するメンバーファームのIT専門家を関与させ、基幹システムのIT全般統制の整備及び運用状況を評価した。 ・会計システム上の売上高が基幹システム上の売上データと整合しているかどうかを検証した。 ・売上高の実在性及び正確性を検討するため、原価率等の分析を実施した。また、基幹システム上の年間売上データに対して、統計的サンプリングを実施し、顧客からの検収証跡が付された工事完了報告及び入金記録等と突合するとともに、売上計上日から入金までの期間について検討した。 ・売上高の期間帰属を検討するため、基幹システム上の期末日前の一定期間の売上データのうち、特定の取引を識別し、顧客からの検収証跡が付された工事完了報告及び入金記録等と突合した。

株式会社アイピーエスとの企業結合取引	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（企業結合等関係）に記載のとおり、会社は株式会社アイピーエスの株式を503,300千円で取得し、連結子会社とした結果、のれん252,658千円を計上している。</p> <p>当該企業結合にあたり、株式会社アイピーエスの株式の取得原価は、同社の事業計画を基礎として算定された株式価値を踏まえ、交渉の上決定されており、会社は株式価値の算定に外部の専門家を利用している。</p> <p>また、会社は企業結合日において、受け入れた資産及び引き受けた負債を識別し、その時点の時価を基礎として配分した資産及び負債の純額と株式会社アイピーエスの株式の取得原価との差額をのれんとして識別している。のれんの償却期間は、のれんの効果が発現する期間とし、事業計画に基づく投資の回収期間を考慮して10年としている。</p> <p>企業結合は経常的に生じる取引ではなく、当企業結合は金額的に重要な取引である。取得原価の基礎となる株式価値の算定には複雑な検討や専門的な知識が必要であり、取得原価とのれんの会計処理の決定には、経営管理者の判断が含まれる。</p> <p>以上から、当監査法人は株式会社アイピーエスの企業結合取引を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社アイピーエスとの企業結合の検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の概要及び目的を理解するため、経営管理者等への質問並びに取締役会議事録及び株式譲渡契約書等の関連証憑の閲覧を実施した。 ・株式価値算定のために会社が利用した外部専門家について、その適性、能力及び客観性を評価した。 ・株式価値算定において採用された算定方法及びその前提条件を評価するため、当監査法人のネットワーク・ファームの専門家を関与させて検討した。 ・株式価値算定の前提となった事業計画を入手し、売上高及び営業利益の将来予測に関して、経営管理者に対して質問を行うとともに、過去の実績や企業結合取引後の実績と比較して仮定の適切性を検討した。 ・取得原価について株式譲渡契約書等の関連証憑と突合した。 ・取得原価の配分に当たって会社が識別した資産及び負債の実在性・網羅性を確かめるために、経営管理者への質問、関連証憑の閲覧を実施するとともに、のれんの計上額について検討した。 ・のれんの償却期間について経営管理者に質問するとともに、投資回収計画との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社交換できるくんの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社交換できるくんが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月25日

株式会社交換できるくん
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 朋

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社交換できるくんの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくんの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BtoC領域に対する住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(BtoC領域に対する住宅設備機器の交換工事サービスの収益認識)と同一内容であるため、記載を省略している。

株式会社アイピーエスの株式取得に係る取得原価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は貸借対照表において関係会社株式を558,763千円計上している。</p> <p>これには注記事項（企業結合等関係）に記載のとおり、当事業年度に取得した株式会社アイピーエスの株式の取得原価503,300千円が含まれている。</p> <p>当株式取得取引において、株式会社アイピーエスの株式の取得原価は、同社の事業計画を基礎として算定された株式価値を踏まえ、交渉の上決定されており、会社は株式価値の算定に外部の専門家を利用している。</p> <p>関係会社株式の取得は経常的に生じる取引ではなく、当株式取得は金額的に重要な取引である。取得原価の基礎となる株式価値の算定には複雑な検討や専門的な知識が必要であり、取得原価の決定には経営管理者の判断が含まれる。</p> <p>以上から、当監査法人は株式会社アイピーエスの株式取得に係る取得原価の合理性を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、連結財務諸表の監査報告書において、「株式会社アイピーエスとの企業結合」を監査上の主要な検討事項と判断し、監査上の対応について記載している。株式会社アイピーエスの株式取得に係る取得原価の合理性についての監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社アイピーエスとの企業結合）と実質的に同一であるため、記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

株式会社交換できるくん
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東	朋

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社交換できるくんの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社交換できるくん及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。